

商品概要説明書

J A多目的ローン(協会保証)

(令和5年10月1日現在)

商品名	J A多目的ローン (協会保証)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方 (自営業者の方は前年度税引前所得とします)。○原則として、勤続 (または営業) 年数が 1 年以上の方。○生活の本拠が定まっている方 (自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること)。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、負債整理資金、営農資金、事業資金等は除きます。
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利 (短期プライムレート) により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済 (毎月の返済額 (元金 + 利息) が一定金額となる方法) とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式 (毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、10 万円単位です。) のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関 (鳥取県農業信用基金協会) の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。

保証料	<p>○保証料率は、正組合員年 0.70%、准組合員年 0.90%です。</p> <p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(例:保証料率年 0.90%の場合)】</p> <table border="1" data-bbox="491 392 1350 492"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>2 年</td> <td>3 年</td> <td>4 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>4,845</td> <td>9,375</td> <td>13,934</td> <td>18,512</td> <td>23,106</td> <td>32,358</td> </tr> </table> <p>②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	7 年	保証料(円)	4,845	9,375	13,934	18,512	23,106	32,358
お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	7 年									
保証料(円)	4,845	9,375	13,934	18,512	23,106	32,358									
団体信用生命 共済	<p>○ご希望により当 J A 所定の「団体信用生命共済」または「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってお借入利率は加算利率分高くなります。詳細については J A にお問い合わせください。</p>														
問い合わせ先	<p>鳥取いなば農業協同組合 金融部 融資管理課 電話番号 (0857-37-0522) 受付時間 平日 9:00~17:00 土日祝日 受付していません。</p>														
手数料	<p>○不要です。</p>														
苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融部融資管理課（電話：0857-37-0522）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部融資管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>岡山弁護士会岡山仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>														
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>														